

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成24年11月6日（火）

開会 13時30分

閉会 15時31分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員  
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 真伏秀樹（再掲）

副教育長 小野芳孝、次長（教職員・施設担当）信田信行

次長（学習支援担当）白鳥綱重、次長（育成支援・社会教育担当）野村浩

次長（研修担当）西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 加藤幸弘、副課長 佐藤正満  
副課長 寺和奈

予算経理課 課長 三井清輝、副課長 高野吉雄

教職員課 課長 木平芳定、副課長 眞崎俊明、副課長 花岡みどり  
主幹 早川巖、主査 山脇崇子、主事 中村里会子

小中学校教育課 課長 鈴木憲、副課長 伊藤卓哉、指導主事 黒川一秀

子育て支援課（健康福祉部子ども・家庭局） 副課長 藤野久美子

社会教育・文化財保護課 課長 野原宏司、副課長 辻喜嗣  
主査 中山智子、主査 伊野美穂子

## 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

件名

議案第28号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第5号）について

原案可決

議案第29号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

原案可決

議案第30号 職員の懲戒処分について

原案可決

議案第31号 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について

原案可決

議案第32号	三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について	原案可決
議案第33号	認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する 条例案	原案可決

## 6 報告題件名

### 件 名

- 報告1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）の審議経過について
- 報告2 三重県教育委員会処務規程の一部改正について
- 報告3 平成25年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の実施について
- 報告4 平成25年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について
- 報告5 みえの学力向上県民運動の基本方針について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成24年10月19日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

### ・議事録署名人の指名

丹保委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第28号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号は県議会報告前のため、議案第29号及び議案第30号は人事管理に関する案件のため、報告3及び報告4は採用選考試験要項の発表前であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1、報告2及び報告5の報告を受けた後、非公開の議案第29号、議案30号を審議し、報告3及び報告4の報告を受け、そのあと議案28号及び議案31号から議案第33号を審議する順番とすることを承認する。

### ・審議事項

#### 報告1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）の審議経過について（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）の審議経過について

「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）の審議経過について、別紙のとおり報告

する。平成24年11月6日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

以下の詳細については、担当の推進監からご説明しますので、よろしくお願ひします。  
(加藤教育改革推進監説明)

それでは、ホッチキス止めで33ページからなります県立高等学校活性化計画の案を、本日、お手元に置かせていただきましたが、本日はこの中身の報告というよりも、それを含めて経過の報告ということでさせていただければと思います。

と申しますのは、昨日、教育改革推進会議、条例設置の審議会でございますが、こちらの部会で、この計画案のすべてを公開にて初めて審議をさせていただきまして、世の目に触れることになった状況です。

内容の詳細については、先ほど申し上げましたように、次回の定例会でご報告申し上げようと思っておりますが、進め方と経緯等について、1枚のペーパーで、「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）の審議経過についてというものをご用意させていただきましたので、こちらに沿って報告させていただきます。

1番のところの「要旨」ですが、「県立高等学校再編活性化計画（平成14～23年度）」、以前の計画が23年度末で終期を迎えたというところから、新しい計画であります「県立高等学校活性化計画（仮称）」を、24年度末までに成案としたいと考えているところでございます。

2の「経緯」の2つ目の方の○ですが、新たな「県立高等学校活性化計画（仮称）」につきましても、従前の計画が「基本計画」と「実施計画」という2つのものからなっております。新しい計画は、この両方の性格をあわせ持つものとして、およそ10年先を見据えた5年間の計画として策定をしていきたいと考えております。

3の「基本的な考え方」の○3つございます、3つ目の○に、この新しい計画の基本的な考え方の柱としまして、「教育の質の保証」、「自立し他と共に生きる人材の育成」、「多様なニーズに応える教育」と、これを柱にしていきたいということで、「基本的な考え方」3の○の一番上のほうですが、名称を、従前のものから「再編」という文言を取りまして、「県立高等学校活性化計画」としたいと考えております。

4番の「今後の対応」ですが、教育改革推進会議、昨日に続きましてもう1回、11月19日に審議をしたいと思っておりますので、ここで、この審議会からのご意見も踏まえて修正を施したうえで、11月22日、次回の教育委員会定例会で、改めて詳細を報告させていただければと思っております。その後、12月10日を予定しております県議会での中間案の説明を経て、パブリックコメントを12月から1月にかけて1ヶ月間とっていききたいと思っております。その後、パブリックコメントへの対応等を再びこちらでも報告させていただき、さらに審議を重ねながら、最終、年度中までに成案としていきたいと考えております。

冊子の活性化計画ですが、地域での協議会の関係の部分に限って、本日概略のみ報告させていただければと思います。

まず、27ページをご覧ください。伊勢志摩地域でございます。この地域につきましては、状況が28ページの段落で、「今後は」というところからの段落になりますが、今後、中学校卒業生数が27年3月までの3年間に約250人、27年3月から33年3月までにはさらに約450人が減少するということが見込まれておりますので、地域

で協議会を設置し協議を行ってきたところでございます。この伊勢志摩の項の下から2つ目の段落になりますが、南伊勢高等学校（南勢校舎・度会校舎）については、今後の中学生の進路希望状況等を見きわめながら、南勢校舎・度会校舎をそれぞれ別の学校の分校とする方向で検討を進めるというふうにいたしました。

また、その続きの部分ですが、今後の伊勢志摩地域の高等学校に関して、地域全体のあり方の視点、専門学科のあり方の視点、鳥羽・志摩・度会地域の学校のあり方の3つの視点から長期的な視野に立って、引き続き継続して検討していきたいといたしました。

続いて、28ページの下⑥の伊賀地域ですが、2段落目、「今後」ですが、27年度までの3年間で約180人、その次の年、28年度には一時的に80人余りが増加する見込みですが、その後、再び減少傾向が続くという状況がございます。そのようなことから、29ページの3つ目ほどの段落、「学習内容や」というところですが、学習内容や進路状況等に共通点が多い名張桔梗丘高等学校と名張西高等学校を平成28年度を目途に1校に統合するということが、魅力ある、活力ある学校づくりを行っていききたいと。さらに、長期的な視野に立って、今後の伊賀地域全体の高等学校のあり方について、継続的に検討していきたいとしました。

最後に、⑦東紀州地域ですが、29ページの一番下のほうの3行ほどになりますが、こちらは東紀州の中でも紀南地域、熊野市・南牟婁郡の地域のことですが、当地域ではということですが、平成27年3月までの3年間に約40人、27年3月から32年3月までの5年間にさらに約80人が減少するということが見込まれております。

このことから、30ページの最後の段落になります。木本高等学校と紀南高等学校の2校、この地域にございますが、木本高校は1学年5学級規模以上、紀南高校は1学年2学級規模以上の学校として併置し、さらに特色化・魅力化を図っていく。将来的に、この規模が維持できなくなった場合は、両校を統合することとし、統合の進め方等について改めて検討するといったしました。これらが、協議会に関係している地域に関する記述でございます。

本日の報告は、以上でございます。よろしく申し上げます。

#### 【質疑】

委員長

ありがとうございました。

改めて次回定例会でこの活性化計画の案については審議させていただくということで、今日は、どちらかといえば審議経過の部分でということですが、今の報告1はいかがでしょうか。

適正規模論は従前の3学級から8学級というのは、一応維持はするんですね。

教育改革推進監

23ページに、小規模校の適正化について①から④ということで、ここは、今、委員長おっしゃったように、従前からの計画と考え方は変えておりません。文言は一部、従前のものから整理をした部分がございますが、考え方としては同じでございます。

委員長

2学級以下で、「〇〇校舎」とか「〇〇校」とするんですね。

何かございますでしょうか。

丹保委員

次回に。

委員長

次回が内容ということでもありますので。

でしたら、よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

### 報告 2 三重県教育委員会処務規程の一部改正について (公開)

(荒木教育総務課長説明)

報告 2 三重県教育委員会処務規程の一部改正について

三重県教育委員会処務規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成 24 年 11 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

内容について、1 ページ以下、ご説明させていただきます。

まず、改正の目的でございますが、県におきまして、港湾改修工事に係る不適正な事務執行がございました。その中で、特に公文書の管理が十分でなかったということで、公文書の管理について職員が一層の理解を深め、さらに、適正な運営が図られるようにチェック機能を強化する仕組みづくりを行うということから、今回、処務規程の改正を行わせていただきました。

経緯について少しご説明させていただきます。まず、資料の 11 ページをご覧ください。改正に係る経緯ですが、まず、先ほど港湾改修工事に係る不適正な事務というお話をさせていただきましたが、去る 9 月 7 日に、鳥羽港改修工事の不適正事務を踏まえた再点検及び再発防止の骨子というものが出ております。これは、鳥羽港改修工事におきまして公文書が改ざんされて情報公開がされておるとか、事務が不適正であったということから、改めて再点検や再発防止策を行うということで三重県から出された骨子です。

この骨子の中において、最後の 14 ページで、「情報公開制度や公文書管理の適正な制度運用」の中で、①のイのところ、「公文書管理規程の見直し」という項目がございます。その中で、「文書事務における所属長の責任を明確に位置付ける」ということとか、文書主任の役割として「公文書（部分）開示決定の起案文書の審査」や、「文書主任の機能強化を図る」、さらに、起案文書の廃止・訂正方法の明確化、公文書の作成に係る規定の改定など、公文書の適正な管理を徹底するという方針が出ております。次に資料は 6 ページ、7 ページをご覧ください。この方針に基づいて、知事部局では、三重県公文書管理規程の一部改正ということで、これも既に行っておりまして、10 月 19 日に公布し 11 月 1 日から適用しております。教育委員会の公文書の管理は、教育委員会処務規程の中で規定されてますので、県と同様の内容で今回、処務規程の改正を行いたいという経緯になっております。

1 ページに戻っていただきまして、次に、改正の内容でございますが、2 の (1) のアのところで、まず、課長等の職務関係ですが、改めて課長等が文書事務の責任者

であると明文化させていただきました。さらに、職員に対して公文書の管理に係る必要な研修を受けさせることを規定させていただきました。従前はそういった規定がなくて、課長については、文書事務を適正に促進に努めなければならないという規定でしたが、改めて文書事務の責任者は課長であるということを明確にさせていただきました。

次にイの文書主任の関係です。実際に課の中で文書事務を取り扱う主任者ということで、所属職員に対する指導や公文書の管理体制の強化を図るために、文書主任については原則として副課長の職にある者を充てるとしています。従前は課長が指名する者ということでしたが、今回、全庁的に副課長の職にある者を文書主任とするということでございます。

ただし、高等学校については、実際の文書等を扱っているのが学校の事務長ですので、高等学校については文書主任を事務長とするということで、これは教育委員会独自でそういった取扱いにさせていただいています。その他、文書主任の事務として、職員に対する研修や公文書の開示決定の起案文書の審査を追加しています。

次に、ウの職員関係ですが、これも改めて職員に対して文書事務を適正に処理しなければならないことを追加しております。

次に、(2)の「公文書の廃止又は変更方法の明確化」については、アの起案文書等の廃止等の関係ですが、起案文書を廃止したり変更したりする場合の取扱いについて規定をしているところでございます。

2ページのイですが、保存期間満了前の廃棄の関係ですが、これについても、先ほど鳥羽港の事件では保存期間満了前に文書が廃棄されていたという事例もあり、今回、改めて規程の中で、保存期間満了前に公文書を廃棄できる特別な理由ということで、「天災等により公文書が滅失し、又は著しく損傷した場合に限定する。」と規定をしています。

なお、この規程の改正は10月29日に公布させていただき、11月1日から施行させていただきます。

以上で、報告を終わります。

#### 【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

先ほどの説明の中で、文書主任は学校では事務長というお話がありましたが、これはどこかに明記されるんですか。

教育総務課長

特に規定上は明記はしていませんが、各学校へこの規程の変更を通知する際に、運用という形でそういったことを通知しています。

委員長

では、別にここに出てなくてもいいわけですね。

教育総務課長

はい。

牛場委員

保存期間は謳ってはありますか。

教育総務課長

保存期間についてもここには出てきておりませんが、別途、内規で謳っています。

委員長

保存期間中は、保存するのは大前提ですね。

教育総務課長

そうです。

委員長

ところが、保存期間であるにもかかわらず、今回、なくしちゃったという言い方なの。

教育総務課長

廃棄をしたということです。

委員長

廃棄した。それはいけないということで、保存期間満了前に廃棄できる特別な理由を限定したという理解でいいんですね。

教育総務課長

はい。そういうことでございます。

委員長

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告5 みえの学力向上県民運動の基本方針について（公開）

（鈴木小中学校教育課長説明）

報告5 みえの学力向上県民運動の基本方針について

みえの学力向上県民運動の基本方針について、別紙のとおり報告する。平成24年11月6日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

去る10月15日に、第1回の「みえの学力向上県民運動推進会議」が開催され、三重の子どもたちの学力や学習、生活の状況を踏まえ、子どもたちの学力向上に向けた学校・家庭・地域の取組方策について、様々な視点から幅広く議論いただきました。そこでの議論を受けて、県民運動の基本方針が策定されました。この11月2日に開催したキックオフイベントでは、県民運動の基本方針を踏まえて作成した「キックオフ宣言」を推進会議会長の内田淳正三重大学学長より県民の皆様へ発信いただいたところです。

1ページの基本方針の内容について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、基本理念のところでは、次世代を担う子どもたちに求められる力として、「自立する力」と「共に生きる力」を挙げ、子どもたちの大いなる可能性を引き出すとともに、強みを伸ばし支えていくことは、子どもたちに関わる全ての大人の役割と責任であることが示されています。

平成24年度から4年間実施する「みえの学力向上県民運動」においては、学校、家

庭、地域がそれぞれの役割を認識し、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、一体となって子どもたちの学力を一層育んでいくことが示されているところです。

取組の視点については、「主体的に学び行動する意欲」を育てること、「学びと育ちの環境づくり」を進めること、「読書をとおした学び」を進めることの3点が示されているところでございます。

まず、1点目の「主体的に学び行動する意欲を育てます」につきましては、子どもたちの学力の向上を図るため、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用する力の育成とともに、主体的に学び行動する意欲を育てること。特に、実生活への知識・技能の活用、コミュニケーション力といった「今、求められている力」を意識して、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感させる授業改善等の取組、夢や目標を持ち、失敗をおそれず難しいことにも挑戦する子どもたちの育成という内容が盛り込まれています。

次に、「学びと育ちの環境づくりを進めます」につきましては、子どもたちは社会全体で育まれていくものであるという考え方のもと、社会のあらゆる場で多様な主体が教育に取り組む「みえの学び場」づくりを進めること。特に、三重の多様な資源を最大限生かしながら、子どもたちが自己肯定感・自尊感情を持ち、安心して学び、生活できる環境づくり、地域における子どもたちの居場所づくりなどに取り組むこと。また、家庭の教育力を高め、子どもたちの学習習慣、生活習慣の確立や地域による学習支援など、地域ぐるみで子どもたちの学びと育ちを支えるという内容が盛り込まれています。

3点目として、「読書をとおした学びを進めます」については、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を育成すること。特に、読書活動を通じて、子どもたちに言語に関する能力や豊かな心を育むこと。また、全ての学年で言語活動を推進し、学校図書館等を活用した授業づくりを進めること。さらに、大人自身が率先して読書を行い、子どもたちとともに夢があふれる社会を創出するという内容が盛り込まれています。

2ページについては、この基本方針に基づいて作成した11月2日のキックオフ宣言の内容でございます。

この基本方針に基づき、今後、具体的な行動計画を作るなどして、学校・家庭・地域が一体となった「みえの学力向上県民運動」を展開してまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

## 【質疑】

委員長

報告5は、いかがでしょうか。

今後、これにのっとって具体的な行動計画を作っていかれるということですね。

これは、おそらく主語はみんな県民だからこれでいいんですけど、行動計画になると、おそらく県民がばらけて、「県は」とか「地域の住民は」「市町は」というふうにある程度主語つけていくことになるんですね。それから、「学校は」とか「教員は」ということになるんですね。

小中学校教育課長

県としましても、具体的に施策等に反映できるような行動計画も含めて作成いたしますが、それぞれの主体で当事者意識を持った取組として進めていただくことが大事です



ので、それぞれがどんな取組を具体的にできるのかを主体的に考えていただいて、委員長おっしゃられたように、「保護者は」とか、あるいは「学校は」というような主語が付けられて、具体的な行動をそれぞれお考えいただくということにさせていただきます。

委員長

そのように主語が付けられていくということになっていくだろうということですね。いかがでしょうか。

同じような作り方をして、今、私もちょっと関わってますが、「新しい公共」の円卓会議、このところ、新聞で言われてますが。結局、誰々が何々しましょうっていう書き方をしていくと、それをとらえる人は上から目線だと思うんですね。それで、しかも表紙が「三重県」と書いてあったら、三重県が例えばNPOに対して何々しましょうっていうふうに言えるのかという話で、一部の方からは非常に批判を受けています。だから、あのときも僕は会議で言ったのですが、表紙が「三重県」って書いてあるからですが、そもそもこれもそうですが、三重県民なんですね。三重県民が、それぞれ県民を構成している様々な主体に対して、こうしましょう、こうしましょう、というふうにアピールしてるんですが、表紙が「三重県」になってしまうと、県が、ああしろ、こうしろと言うのかという話になってしまうし、特にこの学力向上県民運動の場合に大丈夫かなと思うのは、学校に対して地域の住民が、学校を良くしたいと思うあまり、学校にあれしてくれこれしてくれ、というふうに言うことが、果たしていいのかどうか。

ずっと申し上げてるように、学校を支援する仕組みは学校に作ってはだめですね。地域に作らなくてはいけないんですが、それがなかなかそういうふうにならないというのを、これから行動計画でどういうふう合意してとっていくか。難しいかもしれないけど、絶対やらなければいけないことと思っています。

何かございますでしょうか。

丹保委員

私もその点はちょっと心配なんですね。やっぱり上から目線で、あなた方こうしなさいというような調子であっては、絶対失敗すると思うんですよ。あくまでもやっぱり学校に対する支援であって、こういう点が弱いですよ、というような指摘はよろしいんですが、具体的にこうこうしましょうという細かいことになってくると、相当反発される可能性があるんで、十分注意したほうがいいんじゃないかと思います。多分注意されるとは思いますが、念には念を入れてと思いますね。

委員長

いかがでしょうか。

牛場委員

キックオフ宣言もすばらしいことを書いてありまして、当然こうでなきゃいけないですけど、どういふふうに保護者に理解していただくというか、幅広く皆さん、保護者に理解してもらうその方法が、教育委員会としては、PRが今までは下手じゃなかったのかなという思いがしてますが。

委員長

何かありますか。PRが下手だったんじゃないかと。

小中学校教育課長

ホームページも当然のことながら、県としても情報をしっかりと提供させていただき、そして、様々な団体の方も含め直接お会いさせていただき、趣旨を十分お伝えさせていただきたいと思っています。

牛場委員

ぜひ、本当にお願ひします。

委員長

そうですね。いかがでしょう、よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第29号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第30号 職員の懲戒処分について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告3 平成25年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の実施について (非公開)

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告4 平成25年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について (非公開)

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第28号 平成24年度三重県一般会計補正予算(第5号)について (非公開)

予算経理課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第31号 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について (非公開)

議案第32号 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について (非公開)

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 33 号 認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案

(非公開)

小中学校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。